



# 特定建設作業実施届出書

令和 6年 5月 13日

豊島区長

届出者 住所 ○○区○○2-45-1

氏名 ○○建設株式会社  
代表取締役 ○○ ○○

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

電話番号 ○○-○○○○-○○○○

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	○○○○ビル解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	RC造6階地下1階建て 店舗・事務所			
特定建設作業の種類	さく岩機を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	ジャイアントブレイカー ○○製作所 ○○型 1台 ハンドブレイカー ○○製作所 ○○型 2台			
特定建設作業の場所	豊島区○○4-42			
特定建設作業の実施の期間	自	令和6年	5月	21日
	至	令和6年	7月	31日
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8時	至 17時	日曜・休日を除く	8時間
騒音の防止の方法	低騒音型機器を使用、防音パネル養生、油圧圧砕機を併用、作業時間を最小限に控える			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	○○区○○1-15-10 ○○開発 株式会社	代表取締役	○○ ○○	(電話番号) ○○-○○○○-○○○○
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○○建設株式会社	所長	○○ ○○	(電話番号) ○○-○○○○-○○○○
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	○○区○○2-39-16 株式会社 ○○工業	代表取締役	○○ ○○	(電話番号) ○○-○○○○-○○○○
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社 ○○工業	○○ ○○		(電話番号) ○○-○○○○-○○○○
※受理年月日				
※審査結果				

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。  
 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。  
 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。  
 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。  
 5 ※印の欄には、記載しないこと。  
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

届出日または発送日

提出部数: 2部(メール提出の場合は1部)

・元請業者の代表者を記入  
 ※施主(発注者)や下請負人からの届出は受け付けられないので要注意  
 ・代表者印は**不要**

・特定建設作業の種類ごとに提出(備考1)  
 ※例えば、「さく岩機を使用する作業」と「くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業」など、複数の種類の特定建設作業を実施する場合は、別々に届出が必要。  
 ・騒音規制法施行令別表第2に掲げる**作業の種類**を記入(備考2)

・区が受理した日の**8日後**から作業可能  
 (区に必要な書類を全て確認できた日から日曜・休日含む8日後)  
 ・○日間は**作業期間の全日数**(日曜・休日含む)

・日曜・休日、夜間工事は**原則禁止**  
 (他法令等により夜間等の作業が条件になっている場合は例外)  
 ・日曜・休日、夜間工事を行う場合は、道路使用許可書の写しなど、夜間の作業が条件づけられていることがわかるものの添付が必要。

施主(発注者)が法人の場合は、代表者氏名の記入も必要

元請業者の現場責任者

下請負人を利用せず元請業者が作業を実施する場合は記入不要。  
 下請負人が複数ある場合は、連名や別紙による提出も可。

・添付書類  
 ・工事場所付近の見取り図  
 ・工程表(工事全体の工程表に特定建設作業の工程を明示したもの)  
**※夜間・日曜・休日に特定建設作業を行う場合**  
 ・道路使用許可書の写しなど、夜間の作業が条件づけられていることがわかるもの  
 ・添付書類の片方の省略  
 騒音規制法と振動規制法の両方が対象になる場合は、添付書類の片方を省略。

備考2 騒音規制法施行令別表第2に掲げる**作業の種類**  
 ・くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業  
 ・びょう打機を使用する作業  
 ・さく岩機を使用する作業  
 ・空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く、電動機以外の原動機を用いるもので定格出力15kW以上)  
 ・コンクリートプラント・アスファルトプラント  
 ・バックホウ(低騒音型建設機械を除く、原動機の定格出力80kW以上)  
 ・トラクターショベル(低騒音型建設機械を除く、原動機の定格出力70kW以上)  
 ・ブルドーザー(低騒音型建設機械を除く、原動機の定格出力40kW以上)



### 特定建設作業実施届出書

令和 6 年 5 月 13 日

豊島区長

届出者 住所 ○○区○○2-45-1

氏名 ○○建設株式会社  
代表取締役 ○○ ○○

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

電話番号 ○○-○○○○-○○○○

特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	○○○○ビル解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	RC造6階地下1階建て 店舗・事務所			
特定建設作業の種類	ブレーカーを使用する作業(手持ち式のものを除く)			
特定建設作業に使用される振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	ジャイアントブレーカー ○○製作所 ○○型 1台			
特定建設作業の場所	豊島区○○4-42			
特定建設作業の実施の期間	自	令和6年	5月	21日
	至	令和6年	7月	31日
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8時	至 17時	日曜・休日を除く	8時間
振動の防止の方法	油圧圧砕機を併用、作業時間を最小限に控える			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	○○区○○1-15-10 ○○開発 株式会社	代表取締役	○○ ○○	(電話番号) ○○-○○○○-○○○○
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○○建設株式会社	所長	○○ ○○	(電話番号) ○○-○○○○-○○○○
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	○○区○○2-39-16 株式会社 ○○工業	代表取締役	○○ ○○	(電話番号) ○○-○○○○-○○○○
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社 ○○工業	○○ ○○		(電話番号) ○○-○○○○-○○○○
※受理年月日				
※審査結果				

- 備考 1 この届出書は、振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。  
 2 特定建設作業の種類の際には、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。  
 3 特定建設作業の実施の期間の際には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。  
 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の際には、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。  
 5 ※印の際には、記載しないこと。  
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

届出日または発送日

提出部数: 2部(メール提出の場合は1部)

・元請業者の代表者を記入  
 ※施主(発注者)や下請負人からの届出は受け付けられないので要注意  
 ・代表者印は不要

・特定建設作業の種類ごとに提出(備考1)  
 ※例えば、「さく岩機を使用する作業」と「くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業」など、複数の種類の特定建設作業を実施する場合は、別々に届出が必要。  
 ・騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記入(備考2)

・区が受理した日の8日後から作業可能  
 (区で必要な書類を全て確認できた日から日曜・休日含む8日後)  
 ・〇日間は作業期間の全日数(日曜・休日含む)

・日曜・休日、夜間工事は原則禁止  
 (他法令等により夜間等の作業が条件になっている場合は例外)  
 ・日曜・休日、夜間工事を行う場合は、道路使用許可書の写しなど、夜間の作業が条件づけられていることがわかるものの添付が必要。

施主(発注者)が法人の場合は、代表者氏名の記入も必要

元請業者の現場責任者

下請負人を利用せず元請業者が作業を実施する場合は記入不要。  
 下請負人が複数ある場合は、連名や別紙による提出も可。

・添付書類  
 ・工事場所付近の見取り図  
 ・工程表(工事全体の工程表に特定建設作業の工程を明示したもの)  
 ※夜間・日曜・休日に特定建設作業を行う場合  
 ・道路使用許可書の写しなど、夜間の作業が条件づけられていることがわかるもの  
 ・添付書類の片方の省略  
 騒音規制法と振動規制法の両方が対象になる場合は、添付書類の片方を省略。

備考2 振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類  
 ・くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業  
 ・ブレーカーを使用する作業(手持ち式のものを除く)  
 ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業  
 ・舗装版破碎機を使用する作業